

厚木市水洗便所改造等特別助成金交付申請に係る押印等の取扱い

厚木市水洗便所改造等特別助成金交付申請に係る「提出書類の押印義務」は、表1のとおりです。

表1. 押印義務の有無

	提出書類の種類	書類の作成者	押印義務
1	水洗便所改造等特別助成の資格要件確認依頼書	事前審査（資格要件の確認）を受けようとする者（依頼者）	押印義務なし※
2	水洗便所改造等特別助成金交付申請書	事前審査において「特別助成制度の対象者」として認められた者で、特別助成金の交付を受けようとする者（申請者）	押印義務なし※
3	請求書	厚木市から「特別助成金を交付する旨の通知」を受けた申請者（債権者）	押印義務なし※
4	委任状 (請求書添付書類)	債権者のうち、指定下水道工事店名義の口座へ特別助成金の振込を希望する者	押印義務あり

※「押印義務のない書類」については、正当な者（依頼者、申請者、債権者）が作成した書類であることを確認するため、表2の方法で本人確認を実施いたします。

当該書類の氏名記入箇所に「署名」又は「記名及び押印」がある場合は、表2の確認は省略できます

「署名」…申請者本人、同意者本人、債権者本人（団体等の場合は代表者）が自署すること

「記名」…自署以外の方法で氏名を記すこと（印字、ゴム印、代筆等）

表2. 押印に代わる確認方法

	確認方法	内容
1	本人確認書類の提示又は写しの添付	「本人確認書類（運転免許証等）」の提示又はコピーの添付により確認 ※本人以外が直接持参した場合、使用者の本人確認書類は不要
3	電話による本人確認	申請書等に記載された連絡先への電話連絡により、本人から提出されたことを確認



担当 厚木市都市インフラ整備部河川下水道総務課
所在地 厚木市中町3-17-17
TEL 046-225-2367 (直通)

各様式は、厚木市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/gesuido/4/5/31037.html